

社会福祉施設職員退職手当共済法施行令（制定当初）

政令第286号

内閣は、社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第2条第1項第5号、第8条第1項、第9条第2項及び第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉施設）

第1条 社会福祉施設職員退職手当共済法（以下「法」という。）第2条第1項第5号に規定する施設は、次の各号に掲げる施設とする。

1. 売春防止法（昭和31年法律第118号）にいう婦人保護施設であつて、当該施設における要保護女子の収容保護及びこれに伴い必要な事務に要する費用について、同法第38条第1項第4号の規定による都道府県の支弁が行われているもの。
2. 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第6号に規定する結核回復者後保護施設であつて、厚生大臣が定める基準に適合するもの。

（退職手当金の額の計算の基礎となる額）

第2条 法第8条第1項に規定する政令で定める額は、8,000円とする。

（廃疾の程度）

第3条 法第9条第2項に規定する政令で定める程度の廃疾の状態は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）別表第1に掲げる程度の廃疾の状態とする。

（掛金の額）

第4条 法第15条第2項に規定する掛金の額は、単位掛金額（次条の規定により厚生大臣が定める額をいう。以下同じ。）に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する被共済職員の数を乗じて得た額とする。

2 新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日において当該共済契約者が使用する被共済職員の数を乗じて得た額を12で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(単位掛金額)

第5条 単位掛金額は、毎事業年度、当該事業年度において支給される退職手当金の見込み額から、次の各号に掲げる額の合計額を控除して得た額を当該事業年度の初日における被共済職員の見込み数で除して得た額を基準として、厚生大臣が定める。

1. 国が当該事業年度において社会福祉事業振興会に対し交付する法第18条第1号に規定する費用に係る補助金の見込額
2. 各都道府県が当該事業年度において社会福祉事業振興会に対し交付する法第19条に規定する補助金の見込額の合計額

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和36年10月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、昭和37年4月1日から施行する。

(厚生省組織令の1部改正)

- 2 厚生省組織令(昭和27年政令第388号)の1部を次のように改正する。
第40条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。
9 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和36年法律第155号)の施行に関すること。